

測量・調査・設計技術者登録者証発行の取扱いについて

令和3年1月6日

三重県県土整備部建設業課

1. 目的

三重県が発注する測量・調査・設計委託業務の品質の確保と適正な執行を確保するため、設計業務等委託契約書の契約条項にいう管理技術者(共通仕様書の主任技術者を含む。)として「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」の認定を受けた技術者に測量・調査・設計技術者登録者証(以下「登録者証」という。)を発行します。

2. 対象者

登録者証は、三重県内に本店を有する測量・調査・設計業者から提出された「測量・調査・設計業者技術者名簿(様式第1号)」(以下「技術者名簿」という。)に登録されている技術者を対象に発行します。

3. 登録者証の発行申請

- (1)登録者証の発行申請は、「測量・調査・設計技術者登録者証発行申請書(様式-1)」(以下「発行申請書」という。)により、技術者本人の所属する業者が提出した技術者名簿に基づき作成(登録者証の「有する資格」は、「略名」で記載してください。)し申請するものとします。
- (2)発行申請書は、指定の電子ファイルにより作成し、A4用紙(登録者証の部分に三重県印及び交付年月日を押印しますので、朱肉、スタンプインキの使用できるPPC用紙等を使用してください。)でカラー印刷したものの1部を提出するものとします。なお、発行申請書に貼付する上三分身の写真(正面向・無帽・無背景のもの。)は、指定の電子ファイルの所定の位置に貼付するものとします。
- (3)提出については以下のとおりとします。

提出方法:業者単位でまとめて送付又は持参してください。
必ず〇〇人分在中と明記してください。

提出先 :〒514-8570 三重県津市広明町13番地
県土整備部 建設業課 技術者登録者証担当 宛

提出日時:随時(登録者証の発行には、2週間程度かかります。)

(4)有効期限

登録者証の有効期限は、設けません。

ただし、技術者名簿の変更をし、登録者証の記載内容に変更が生じた際には速やかに登録者証の発行申請を行ってください。なお、古い登録者証については、新しい登録者証と引き換えに返却してください。(写真変更による発行申請も可能です。)

また、退職者の登録者証については、技術者名簿変更時に返却してください。

(5)登録者証の再発行

紛失等によりやむを得ず再発行を必要とする場合は、本人および所属業者の代表者の申出書(任意様式)を添えて、再申請してください。

4. 登録者証を使用する場合

(1)技術者の本人確認

登録者証は、県発注の委託業務執行中は常に携帯し、三重県業務委託共通仕様書等で定める「打合せ等」における技術者の本人確認時に原本の提示を行ってください。

(2)測量・設計業務発注に係る配置予定技術者の事後確認

入札時に提出する「配置予定技術者届出書」に登録者証の写しを添付してください。

対象業務

- ・測量業務委託・・・予定価格400万円以上。
- ・設計コンサル業務委託・・・業務内容の難易度が、「標準的な業務」、
「高度な業務」、「難度の高い業務」
（「簡易な業務」は除く）

※登録者証が発行されていない場合は、「三重県測量・調査・設計業務委託に係る資格者認定基準」での認定時に交付された「測量・調査・設計業者技術者名簿(受付印及び審査済印のあるもの)」の写しを提出。

(3)その他【下記の場合にも使用することが可能】

ア. 三重県業務委託共通仕様書 等 で定める技術者の選任の確認

契約時に提出される「現場代理人等選任(変更)通知書」、「管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書」、「担当技術者届」の添付書類(写しの提出)

イ. 総合評価方式での技術提案書ヒアリング時の配置予定技術者確認
(原本の提示)

なお、この取り扱いは令和3年1月6日から適用します。